

新司法試験実施に係る研究調査会報告書

平成15年12月11日

新司法試験実施に係る研究調査会

《 目 次 》

はじめに	1
第 1 新司法試験を通じて選抜すべき法曹像	3
第 2 試験実施の在り方	4
第 3 試験実施の枠組み	5
1 実施日程	5
2 試験日程	5
3 試験科目の範囲	5
第 4 短答式試験の在り方	7
1 出題の在り方	7
2 配点，試験時間，問題数等	7
第 5 論文式試験の在り方	9
1 出題の在り方	9
2 問題数，配点，試験時間等	10
3 論文式試験の成績評価の在り方	11
(1) 採点指針	11
(2) 採点の公平性・調整の問題	11
第 6 短答式試験と論文式試験の総合評価の在り方	13
1 短答式試験による一次評価の在り方	13
2 総合評価の在り方	13
3 その他	14
第 7 その他新司法試験の在り方に関連する事項	15

新司法試験実施日程（イメージ）

新司法試験実施に係る研究調査会名簿

はじめに

平成13年6月12日、司法制度改革審議会は、その意見書において、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹の養成について、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である」とし、その中核を成すものとして、「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院」を設け、司法試験を、「法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである」と提言した。これを受けて、平成14年秋の第155回国会において、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）並びに学校教育法の一部を改正する法律が成立し、法科大学院制度が導入されるとともに、改正後の司法試験法（平成17年12月1日施行、以下「改正司法試験法」という。）に基づく司法試験（以下「新司法試験」という。）が、平成18年から実施されることとなった。

ところで、改正司法試験法では、新司法試験の大枠について規定しているものの、試験の具体的実施内容に関する事項のうち、大部分は、平成16年1月に設置される司法試験委員会の検討に委ねられている。一方、同年4月には、新たな法曹養成制度の中核となる法科大学院が開校されることから、法科大学院入学を目指す人々に対して、できるだけ早期に新司法試験の具体的な実施内容に関する情報を提供し、新制度への不安を取り除くことが重要であるとの観点から、司法試験管理委員会は、本年2月、新司法試験実施に係る研究調査会（以下「当研究調査会」という。）を設置した。

当研究調査会は、本年2月の設置後直ちに研究調査を開始し、7月28日には、中間報告を取りまとめて司法試験管理委員会に提出した。それを受けて、司法試験管理委員会は、同日、中間報告を公表し、広く国民各層に対して、これに対する意見を募集した。その結果、中間報告に対しておおむね好意的、肯定的な評価が示されるとともに、法科大学院関係者を始めとする関係各層から多数の貴重な意見が寄せられた。

当研究調査会は、これらの意見を踏まえ、更に検討を重ねた結果、司法試験管理委員会から課せられた課題について一とおりの結論を得るに至ったことから、司法試験管理委員会に提出すべく、これまでの議論の成果を本報告書に取りまとめたものである。

当研究調査会における検討に当たっては、できるだけ早期に新司法試験の具体的実施内容に関する情報を提供するという当研究調査会が設置された趣旨にかんがみ、現時点で可能な限り、新司法試験の具体的な内容を明らかにするよう努めた。また、改正司法試験法第1条第3項が、新司法試験を「法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。」として、「プロセス」としての法曹養成

制度の一環として位置付けていることを常に念頭に置きつつ検討を行ってきた。我々は、本報告書において、新司法試験について、連携法及び改正司法試験法において求められている在るべき姿に基づいて、相当程度の具体的な内容を明らかにすることができたのではないかと考えている。

今後、新たに設置される司法試験委員会の下において、新司法試験の実施内容が策定されていくこととなるが、本報告書がその際の検討に資するものとなることを期待するとともに、新たな法曹養成制度にふさわしい新司法試験の姿が早期に確定され、明らかにされることを願うものである。

第1 新司法試験を通じて選抜すべき法曹像

これからの法曹には、「豊かな人間性や感受性，幅広い教養と専門的知識，柔軟な思考力，説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて，社会や人間関係に対する洞察力，人権感覚，先端的法分野や外国法の知見，国際的視野と語学力」などの資質が求められるが，これらの資質は，「プロセス」としての新たな法曹養成制度全体を通して涵養されるべきものである。

新司法試験は，法科大学院の教育を踏まえたものとし，司法修習を経れば，法曹としての活動を始めることができる程度の能力を備えているかどうかを判定するものとする。

新司法試験の実施に当たっては，法科大学院における教育及び司法修習との有機的連携に配慮する必要がある。

- ・ 司法制度改革審議会意見書において，21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として，「豊かな人間性や感受性，幅広い教養と専門的知識，柔軟な思考力，説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて，社会や人間関係に対する洞察力，人権感覚，先端的法分野や外国法の知見，国際的視野と語学力等」が挙げられており（同意見書56頁），基本的には，「新司法試験を通じて選抜すべき法曹像」もこれと重なる。
- ・ 法曹に必要とされるこれらの資質は，「プロセス」としての新たな法曹養成制度全体を通して涵養されるべきものであり，改正司法試験法に定められた試験科目と試験方法では，それらの資質すべてを判定し得るものではないことにも留意すべきである。
- ・ 新司法試験は，法科大学院の教育を踏まえ，これからの法曹に必要とされる資質を念頭に置いて，司法修習を経れば，法曹としての活動を始めることができる程度の知識，思考力，分析力，表現力等を備えているかどうかを判定する試験として，実施すべきである。
- ・ 改正司法試験法第1条第3項及び連携法第2条の趣旨にかんがみ，新司法試験の実施に当たっては，法科大学院における教育及び司法修習との有機的連携に配慮する必要がある。

第2 試験実施の在り方

試験の実施上共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、試験科目ごとに、ある程度自由に工夫することとする。

- ・ 現行司法試験においては、全試験科目について、出題形式や各問題に対する配点などがほぼ同一とされているが、出題形式が限られたり、科目の特性に応じた工夫の余地がないなどの点も認められるので、新司法試験においては、試験を実施する上で共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、試験科目ごとに、出題方針や配点等について、ある程度自由に工夫することとする。

第3 試験実施の枠組み

1 実施日程

短答式試験及び論文式試験は、同時期に実施するものとし、毎年5月中旬ころまでに実施する。

合格発表は、毎年9月初めころまでに行う。また、合格発表前に、短答式試験の合格に必要な成績を公表することなどについて検討すべきである。

- ・ 短答式試験及び論文式試験は同時期に実施するものとする。また、法科大学院修了者に対し、できるだけ早期に進路選択、就業の機会を与える必要から、試験日についても、法科大学院の修了日以後、できるだけ早期に設定することとし、毎年5月中旬ころまでに実施する。
- ・ 合格者が年内に司法修習を開始することを可能とするため、合格発表は毎年9月初めころまでに実施することとし、将来的には、更なる早期化が可能かどうか検討すべきである。また、受験者ができるだけ早い段階で進路選択を行えるようにするため、合格発表以前に、短答式試験の合格に必要な成績を公表することなどについて検討すべきである。

2 試験日程

短答式試験及び論文式試験の日程は、連続する4日間程度とする。

短答式試験については、3科目を一括して実施する現行の方法ではなく、各科目につき各別実施する。

- ・ 短答式試験及び論文式試験の日程は、各科目の試験時間、受験者の便宜等を考慮し、連続する4日間程度とする。
- ・ 短答式試験については、科目ごとに試験時間を設定するのが相当であることなどから、3科目を一括して実施する現行の方法ではなく、各科目につき各別実施する。
試験日程のイメージは別添のとおり。

3 試験科目の範囲

公法系科目、民事系科目及び刑事系科目については、法務省令をもって試験範囲を示すことはしない。ただし、明確に試験範囲から除かれる部分がある場合に

は、法務省令において明示する。

選択科目の試験範囲については、別途検討すべきである。

公法系科目、民事系科目及び刑事系科目において、選択科目とされた法分野と領域が重なる部分がある場合も、その部分からの出題を避けることとはせず、出題範囲は、改正司法試験法に定められた各科目の分野からの出題として適当であるかどうかという観点から判断する。

- ・ 試験科目について、改正司法試験法に「法に関する分野」とあるのは、出題の範囲が法と称する法典に限定されない趣旨である。
- ・ なお、公法系科目の一分野である「行政法」については、特定の法典を単位とするものではないが、かつて、司法試験の法律選択科目であったときにもその範囲は定められていなかった。新司法試験においても、その出題分野については、具体的な問題作成作業の過程において、法科大学院教育の在り方を踏まえつつ検討が行われ、さらに、試験が実施されていく中で、おのずと一定のイメージが確立していくものと考えられる。
- ・ 明確に試験範囲から除かれる部分がある場合には、例えば、現行司法試験において、司法試験管理委員会規則によって、商法の「保険、海商」の部分を除くことが定められているように、法務省令において定めることとする。
- ・ 選択科目の試験範囲については、選択科目の選定を待って、法科大学院におけるカリキュラム編成や教育内容等を踏まえ、別途検討すべきである。なお、選択科目とそれ以外の科目との間で、それぞれの法分野の領域が重なり合うことがあり得るが、そのような場合においてもそれぞれの領域に境界を設けて試験範囲を狭めることなどはせず、出題に当たっては、例えば「公法系科目」として改正司法試験法に定められた科目の分野からの出題として適当であるかといった観点から判断する。

第4 短答式試験の在り方

1 出題の在り方

短答式試験においては、幅広い分野から基本的な問題を多数出題することにより、専門的な法律知識及び法的な推論の能力を試すものとする。

短答式試験については、出題の形式を多様化し、配点についても、科目の特性に応じて工夫を施すこととする。

- ・ 基本的知識が体系的に理解されているかを客観的に判定するために、幅広い分野から基本的な問題を多数出題するものとし、過度に複雑な出題形式とならないように留意する。
- ・ 出題形式については、より柔軟な出題を可能とするため、現行短答式試験のように5肢択一方式のみによらず、多様化を図り、配点についても、問題の出題形式等に対応する形で各問に差を設けるなど、科目の特性に応じて工夫を施すこととする。

2 配点，試験時間，問題数等

短答式試験の配点は、例えば、公法系科目及び刑事系科目については100点満点、民事系科目については150点満点とするなど、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目間の比率を2：3：2とする。

短答式試験の試験時間については、3科目合計で5～7時間の範囲内において、公法系科目及び刑事系科目については1時間30分程度、民事系科目については2時間30分程度を目安とする。

短答式試験の問題数は、出題形式や各問への配点の多様化を前提として、公法系科目及び刑事系科目については40～60問程度、民事系科目については60～80問程度を目安とする。

短答式試験の解答方式については、マークシートによる解答が可能なものとする。

- ・ 配点の科目間における配分は、現行司法試験における科目間バランス、新司法試験における各科目を構成する法律分野の数や法科大学院における教育内容等を考慮して、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目間の比率を2：3：2とする。
- ・ 短答式試験は各科目を各別実施することとしているところ、試験時間については、3科目合計で5～7時間の範囲内において、配点の比率等を踏まえ、公法系科目及び刑事系科目については1時間30分程度、民事系科目については2時間30

分程度を目安とする。

- ・ 短答式試験の問題数については、出題形式や各問への配点の多様化を前提として、幅広い分野から基本的な問題を多数出題するという短答式試験の出題方針に照らせば、公法系科目及び刑事系科目については40～60問程度、民事系科目については60～80問程度の問題を出題することを目安とする。
- ・ 合格発表までの期間をできる限り短縮するとともに、司法試験考査委員(以下「考査委員」という。)に論文式試験の採点に必要な採点期間を確保するため、短答式試験の解答方式については、マークシートによる解答が可能なものとする。

第5 論文式試験の在り方

1 出題の在り方

公法系科目，民事系科目及び刑事系科目の出題に当たっては，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし，理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。その方法としては，比較的長文の具体的な事例を出題し，現在の司法試験より長い時間をかけて，法的な分析，構成及び論述の能力を試すことを中心とする。

同一科目内で複数の法分野にまたがる問題については，必ず出題するとはしないものの，それぞれの科目の特性に応じて，適切な問題を考案するよう努めるものとする。

選択科目については，公平性の観点から，各科目の出題範囲の在り方を検討するとともに，出題方針等について何らかの共通する基準を設定することが必要であり，選択科目の選定結果や法科大学院における教育内容を踏まえて検討すべきである。

- ・ 論文式試験においては，「裁判官，検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析，構成及び論述の能力を有するかどうか」の判定を目的とし，「知識を有するかどうかの判定に偏することなく，法律に関する理論的かつ実践的な理解力，思考力，判断力等の判定に意を用いなければならない。」（改正司法試験法第3条第2項，第4項）とされていることに照らし，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし，理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるべきである。
- ・ 公法系科目，民事系科目及び刑事系科目においては，多種多様で複合的な事実関係に基づく，比較的長文の事例を出題し，十分な時間をかけて，法的に意味のある事柄を取り出させ，その事実関係にふさわしい解決策等を示させたりすることなどにより，法的な分析，構成及び論述を行わせることを中心とする。
- ・ 同一科目内の複数の法分野にまたがる問題については，上記のような論文式試験の出題に適した出題形式の一つであると考えられるが，出題に適した範囲が限られることなどから，必ず出題するとはしないものの，それぞれの科目の特性に応じて，適切な問題を考案するよう努めるものとする。
- ・ 選択科目については，選択する科目により著しい不公平が生ずることがないように，各科目についての出題範囲の在り方を検討するとともに，どの科目を選択した者でも公平に評価されることを担保する必要があることにかんがみ，その出題方針等について，何らかの共通する基準を設定することが必要であり，選択科目の選定結果

や法科大学院における教育内容を踏まえて検討すべきである。

2 問題数，配点，試験時間等

論文式試験の問題数は，各科目 2 問とする。

論文式試験の配点は，例えば，公法系科目及び刑事系科目については，各問 100 点配点の計 200 点満点，民事系科目については，200 点配点の問 1 問と 100 点配点の問 1 問の計 300 点満点，選択科目については，各問 50 点配点の計 100 点満点とするなど，公法系科目，民事系科目，刑事系科目及び選択科目間の比率を 2：3：2：1 程度とする。

論文式試験の試験時間は，公法系科目及び刑事系科目については 4 時間程度，民事系科目については 5～6 時間程度，選択科目については 3 時間程度とする。

論文式試験の答案用紙は，出題内容を踏まえて十分な量を配布した上，その範囲内で解答を求めるものとする。

- ・ 公法系科目においては，うち 1 問は，主として憲法分野のテーマから出題し，可能であれば，関連する行政法分野の論点についても問うものとし，他の 1 問は，主として行政法分野のテーマから出題し，可能であれば，関連する憲法分野の論点についても問うものとする。
- ・ 民事系科目においては，例えば，うち 1 問は，実体法・手続法問又は民法・商法問にまたがる問題とし，他の 1 問は，実体法又は手続法の問題とする。2 つの法律分野にまたがる大きな問題については，配点比率を他の問題の 2 倍とする。
- ・ 刑事系科目においては，うち 1 問は，主として刑法に関する分野のテーマから出題し，他の 1 問は，主として刑事訴訟法に関する分野のテーマから出題する。
- ・ 選択科目の問題数については，各科目の試験範囲がある程度幅広いものとなることが見込まれるとともに，出題分野について著しい偏りを生じないように配慮する必要があることなどから，他の科目と同様 2 問とする。
- ・ 配点の科目間における配分は，現行司法試験における科目間バランス，新司法試験における各科目を構成する法律分野の数や開設準備中の法科大学院の教育内容等を考慮して，例えば，各科目の配点を，公法系科目 200 点（100 点×2 問），民事系科目 300 点（200 点×1 問，100 点×1 問），刑事系科目 200 点（100 点×2 問），選択科目 100 点（50 点×2 問）とし，公法系科目，民事系科目，刑事系科目及び選択科目間の比率を 2：3：2：1 程度とする。
- ・ 十分に問題を解析し，問題点を抽出した上で，それらについて自らの考えを組み立て，論理的かつ説得的に表現させることを可能とするために，答案作成に必要と

される時間に加え，事例・法令の分析及び答案構成のための時間を十分に確保するのが適当である。それらを考慮して，公法系科目及び刑事系科目の試験時間は4時間程度，民事系科目の試験時間は，配点の比率（公法系科目及び刑事系科目の1.5倍）を踏まえ5～6時間程度とする。また，選択科目については，具体的な事例問題の出題なども考慮し3時間程度とする。

- 論文式試験については，おのずと現行司法試験より解答の分量が増すことが想定されるが，一方では，的確な問題点の抽出とそれに対する論旨が明確で無駄のない解答の作成も期待されることから，答案用紙については，出題内容を踏まえて十分な量を配布した上，配布された答案用紙の範囲内で解答を求めるものとする。

3 論文式試験の成績評価の在り方

(1) 採点指針

論文式試験の採点に当たっては，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本としつつ，全体的な論理的構成力，文章表現力等を総合的に評価し，理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。

- 形式的に多くの論点に触れているか否かではなく，出題に含まれる問題点を的確に抽出，分析し，抽出された問題点について法の解釈・適用を論理的かつ適切に行っているかどうかを判定する。その際，全体的な論理的構成力，文章表現力等を総合的に評価し，今後の法曹に対する社会のニーズに対応するために必要な，理論的かつ実践的な理解力，思考力，判断力等の判定に意を用いる。

(2) 採点の公平性・調整の問題

考査委員間で採点結果に著しい差異が生じないように，答案の評価についての考え方を統一する方策を検討するとともに，考査委員間における採点格差を偏差値等により調整するものとする。

1通の答案を複数の考査委員が採点する方式によるものとする。

選択科目間における難易度格差を調整する方策を講ずるものとする。

- 受験者数が多数に上り，同じ問題に対する答案についても，1人の考査委員が全受験生の答案を採点することが困難であって，複数の考査委員が分担して採点する必要があることにかんがみ，次のような方策を講ずるものとする。

考査委員間で採点結果に著しい差異が生じないように，採点評価基準を設けた

り，採点方針会議を開くなど，考査委員間で答案の評価についての考え方を統一する。

考査委員間における採点格差を偏差値等により調整する。

- ・ 客観性，公平性等の確保の観点から，1通の答案について複数の考査委員で採点して慎重な審査を期す必要がある。この複数の委員については，例えば研究者及び実務家を各1名含むものとするなどにより，複合的な視点を確保すべきである。
- ・ 複数の選択科目間においては，出題方針等の共通基準を定めたとしても，ある程度難易度の差が生ずることは避けがたいことから，客観的かつ公平な評価を確保する観点から，難易度格差を調整する方策を講ずるものとする。

第6 短答式試験と論文式試験の総合評価の在り方

1 短答式試験による一次評価の在り方

「短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者」の判定は、各科目ごとの得点がいずれも最低ライン（これに達していない者については、その一事をもって不合格とする点をいう。以下同じ。）に達している者につき、全科目合計の得点により行うものとする。

- ・ 改正司法試験法第2条第2項に定める「短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者」の判定は、法曹となろうとする者に必要な最低限度の知識等を有しているかを的確に判定するため、科目ごとの得点がいずれも最低ラインに達している者につき、全科目合計の得点により行うものとする。
- ・ 最低ラインの設定方法及び水準については、法科大学院における教育内容や各科目における具体的な出題内容などを踏まえて検討すべきである。

2 総合評価の在り方

総合評価は、短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算して評価するものとし、その際の配点については、短答式試験と論文式試験の比重を1：4程度とする。

総合評価の判定に当たっては、上記に加え、論文式試験科目ごとに最低ラインを設定する。

- ・ 総合評価は、短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算して評価するものとするが、その際の配点については、新たな法曹養成の理念を踏まえて論文式試験の比重を短答式試験よりも大きいものとし、短答式試験と論文式試験の比重を1：4程度とする。
- ・ 各科目ごとに、法曹となろうとする者に必要な最低限度の能力等を有しているかを的確に判定するため、論文式試験について、科目ごとに最低ラインを設定し、これに達しているかも判定するものとする。

なお、最低ラインの設定方法及び水準は、法科大学院における教育内容や各科目における具体的な出題内容などを踏まえて検討すべきである。

3 その他

論文式試験については、考査委員を十分に確保するなど、適正な答案審査態勢の確立に配慮する。

- ・ 論文式試験については、その出題内容の高度化による評価の複雑・困難化等を考慮し、考査委員一人当たりの答案審査通数が、適正かつ公平な答案審査の実現を図る観点から妥当なものとなるよう、必要とされる考査委員の確保や採点期間の設定などに配慮する必要がある。

第7 その他新司法試験の在り方に関連する事項

視覚障害者，上肢に障害を持つ者等，試験実施に当たり特別な措置が必要な受験者に対し，適正な措置がとられるよう配慮すべきである。

- ・ ノーマライゼーション（障害のある人も，一般社会で等しく普通に生活できるようにすること）実現の観点から，現行司法試験においては，障害者の申請に基づき，障害の程度，態様に応じて，試験時間の延長，別室での受験等の特別措置を認めているが，新司法試験においても，これにふさわしい適正な特別措置がとられるよう配慮すべきである。